

町田市個人情報保護条例及び町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 8 月 2 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人情報保護条例及び町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(町田市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(特定個人情報の外部提供の登録の例外)</p> <p>第15条の3 第13条の3第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、番号法<u>第19条第16号</u>に該当するときは、審議会の諮問、答申を経ることなく外部提供を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(決定後の措置)</p> <p>第28条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 情報提供等記録について第1項の訂正の措置が採られた場合における前項の規定の適用については、同項中「目的外利用をしているもの又は外部提供を受けているもの」とあるのは、「<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」とする。</p>	<p>(特定個人情報の外部提供の登録の例外)</p> <p>第15条の3 第13条の3第2項及び第14条第1項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報について、番号法<u>第19条第15号</u>に該当するときは、審議会の諮問、答申を経ることなく外部提供を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(決定後の措置)</p> <p>第28条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 情報提供等記録について第1項の訂正の措置が採られた場合における前項の規定の適用については、同項中「目的外利用をしているもの又は外部提供を受けているもの」とあるのは、「<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）」とする。</p>

(町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年12月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに<u>法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号及び特定個人情報の利用並びに<u>法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。